

# 新潟県担い手育成総合支援協議会事務処理規程

平成19年3月27日 制定  
平成21年2月 4日 一部改正  
平成21年5月19日 一部改正  
平成21年8月 5日 一部改正  
平成22年5月20日 一部改正  
平成23年5月20日 一部改正  
平成25年4月26日 一部改正  
平成26年5月 7日 一部改正  
平成27年4月28日 一部改正  
平成28年4月25日 一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、新潟県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

## (事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

## (事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる会員組織が行うものとし、それぞれ事務責任者を置いて実施するものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織)	(責任者)
(1) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業に係る事務	県農業会議	事務局長
(2) 耕作放棄地再生利用活動に係る事務		
(ア) 企画・立案等に関する事務	新潟県農林水産部	地域農政推進課長
(イ) 会計・交付金等に関する事務	県農業会議	事務局長
(3) 上記(1)～(2)以外の県協議会活動に係る事務	県農業会議	事務局長

なお、県協議会規約第4条第2項に基づく場合は、委託先の事務処理規程等に準じて処理するものとする。

## (雑則)

第4条 別に定める事業の要綱・要領、県協議会規約及びこの規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年2月4日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月25日から施行する。